

交通対策特別委員会の中間報告

本委員会は、令和５年第４回定例会において設置され、以来、前期における交通対策特別委員会での成果を踏まえながら、高速鉄道３号線沿線のまちづくり、福岡都市圏における公共交通及び都心部（副都心及びウォーターフロント地区を含む）における道路交通の円滑化について調査を続けてきた。

調査の経過及び集約された意見は次のとおりである。

なお、付託を受けた案件については、いずれもまだ多くの課題が残されているため、今後も積極的に調査・検討を進めていく必要がある。

１．高速鉄道３号線沿線のまちづくりに関する調査

沿線のまちづくりについては、「３号線沿線まちづくり方針」に沿った取組状況について調査を行った。そのうち、橋本地区においては、駅周辺において交通結節機能の強化と合わせて面的なまちづくりを推進することとしており、現在施行中の橋本駅前土地区画整理事業については、区域内の都市計画道路の整備や、周辺の民間施設を活用したパーク・アンド・ライドなどに取り組むこと、橋本駅駅前広場については、路線バスや壱岐南のるーと、タクシー、一般車の乗降スペースをそれぞれ設置するとともに、歩行空間や案内サインなどに認知症の人にも優しいデザインを導入し、供用を開始したとの報告を受けた。また、これまでの取組の結果、３号線沿線に建物の立地が進み、居住人口や従業者数が全体として堅調に伸びるなど、まちづくりについて一定の成果が見えてきたとの報告を受けた。

高速鉄道３号線沿線のまちづくりについては、博多駅までの延伸後の建築等の動向や周辺地域の住民との協議を踏まえ、市民への情報発信や利便性の向上に留意しながら、総合的な調査・検討を進めていく必要がある。

２．福岡都市圏における公共交通に関する調査

高速鉄道２号線と西鉄貝塚線との直通運転については、路線の概況や利便性向上・利用促進の取組状況等について調査を行った。直通運転化に当たっては、西鉄貝塚線と地下鉄箱崎線の乗り継ぎ利用者の増加が重要となることから、西鉄貝塚線の利便性向上策や利用促進策について、交通事業者や関係機関等と連携して取り組んでいくとの報告を受けた。

生活交通のあり方については、「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通

の確保に関する条例」に基づく施策などについて調査を行った。バス路線の休廃止対策については、代替交通の運行経費に補助を行っていること、不便地対策については、地域での調査、検討経費、交通事業者が実施する試行運行経費に補助を行っていること、生活交通確保支援については、地域と交通事業者間の調整などの活動支援を行っているとの報告を受けた。また、オンデマンド交通社会実験について、地域、交通事業者、市で共働して利用促進等に取り組んでおり、社会実験の成果などを踏まえ、公共交通不便地等における地域の取組に対し、令和7年度に支援を拡充するなど、地域の実情に応じた持続可能な生活交通の確保に取り組んでいくとの報告を受けた。

高速鉄道2号線と西鉄貝塚線との直通運転については、多くの沿線住民が要望する長年の重要課題であり、早期の実現に向けて、より費用対効果や収支採算性の高い事業手法などについて、引き続き調査・検討を進める必要がある。また、生活交通のあり方については、多様な交通手段の特性等を踏まえながら、地域の実情に応じた持続可能な生活交通の確保に向けた取組について、引き続き調査・検討を進めていく必要がある。

3. 都心部（副都心及びウォーターフロント地区を含む）における道路交通の円滑化に関する調査

交通混雑対策については、都心拠点間の交通ネットワーク強化、拠点中心部への流入抑制、道路ネットワークの強化及び公共交通の利用促進について調査を行った。都心部の交通混雑対策については、通過交通の分散や公共交通の利用促進などに取り組んできた結果、流入交通量は年々減少しているものの、依然として局所的な交通混雑が見受けられるとの報告を受けた。全市的な取組については、交通事業者と連携した公共交通利用促進、パーク・アンド・ライドの取組状況について報告を受けた。都心部における取組については、フリンジパーキングの利用状況、附置義務駐車場条例の特例制度の運用、駐車場の満空情報の提供、都心循環BRTの運行状況などについて報告を受けた。

交通混雑対策については、市民や企業、交通事業者、行政がより一層連携し、都心部における道路交通混雑の緩和や都心拠点間の交通ネットワークの強化を図るための施策などについて、引き続き調査・検討を進めていく必要がある。